最終更新日：2018年7月3日

三晃金属工業株式会社
代表取締役社長 右田 裕之
問合せ先：03-5446-5600
証券コード：1972
http://www.sankometal.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

(1)当社は「快適で環境に優しい屋根空間を創造し社会に貢献する。現場力を磨き、専門性を活かした高品質の建築作品とサービスを提供する。誠実と勤勉を旨とし自ら熟慮を重ねて信頼に応えるよう行動する。人を育て、人を活かし、活力に溢れる企業であり続ける」という企業理念の下、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応え、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(2)当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは、次のとおりです。

a.当社事業・経営に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針ならびに重要な業務の執行についても決定を行うとともに、監査役が出席し、独立した立場から取締役等の執務執行を監査する体制をもって経営の効率性と健全性を確保する監査役会設置会社を採用しております。

b.経営の健全性確保にあたり、当社事業に精通した常勤監査役と豊富な経験や高い識見を有する常任監査役および社外取締役が、当社の会計監査人（監査法人）、内部統制・監査部門とも連携し、取締役や執行役員等の職務の執行状況や会社の財産の状況等を日々監査しております。現在、当社の取締役会には、10名の業務執行取締役に加えて、業務執行に携わらない3名の社外取締役と3名の監査役（内、社外監査役2名）が出席し、経営の健全性を確保しております。
当社は、すべての社外取締役と社外監査役が必要な情報を得てその役割を十分に果たすことができるよう、社長等経営幹部とこれらの者が適宜、会合を開き、経営課題の共有化や意見交換を行っております。

c.当社は、経営の透明性を高め、各ステークホルダーに当社グループの経営状況を正しく理解いただけるよう、法令や金融商品取引所のルールに基づく情報開示にとどまらず、財務、非財務情報を適宜、わかりやすく、正確に開示することを心がけております。

d.また、当社は、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、内部統制システムを整備し適切に運用するとともに、その継続的改善に努めております。健全で風通しのよい組織づくりのため、職場内外での対話を重視し、社員などから相談・通報を受け付ける内部通報制度及び組織を設けて、内部統制環境の整備を図っております。

e.当社は、社外取締役や社外監査役の意見も踏まえて、自立的に改善を図っていくことができるよう、取締役会において、取締役会全体の実効性についての分析・評価を含め、コーポレートガバナンスの仕組みや運用状況等を定期的に点検・レビューすることとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コードの各原則のすべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】（「政策保有株式」の検証・説明・議決権行使の基準策定・開示）
　当社は、いわゆる政策保有株式の保有は行っておりません。今後も基本的には、当社の企業価値へのご理解とご評価をいただく株主の皆様とともに、中長期的な企業価値の向上に向け努力してまいります。

【原則1－7】（関連当事者間の取引時の手続き・枠組みの開示・監視）
　当社と取締役並びに監査役との取引（間接取引を含む）については、各取引内容を調査の上、法令及び社則である「取締役会規程」に基づき、取締役会での報告と承認を行い、利益相反取引に該当しないものであることを確認しております。

【原則3－1】（情報開示の充実、経営理念・経営戦略・経営計画、コーポレートガバナンスに関する基本方針、経営幹部の報酬決定方針、役員候補の指名方針、説明）

(1)企業理念、経営戦略・経営計画

○経営理念および行動指針
当社は、
a)快適で環境に優しい屋根空間を創造し社会に貢献すること
b)現場力を磨き、専門性を活かした高品質の建築作品とサービスを提供すること
c)誠実と勤勉を旨とし自ら熟慮を重ねて信頼に応えるよう行動すること
d)人を育て、人を活かし、活力に溢れる企業であり続けること
を企業理念としております。

そして、これを実現するために、

a)企業活動は、地球環境と調和し、豊かで美しい社会と時々刻々変化する時代に対応するものであること
b)現場に基軸を置き、第一線で発生する諸問題を自律的に解決する力を身につけ、弛まぬ技術革新と顧客第一に徹し、持てる英知のすべてを結集すること
c)仕事に取り組む姿勢は、高い倫理観をもって。至誠を貫くものであり、勤勉を欠くことがあってはならない。また、常に当事者意識を持ち、自ら熟慮断行することが信頼を勝ちうるものと深く心に刻むこと。
d)個々の人間性と能力・意欲を尊重し、意思の疎通をはかり、自由闊達で挑戦意欲に富む企業風土を育むこと。また、人こそが企業活動の原点であるとの信念のもと、会社に誇りを持ち、各々が研鑽に努めること。
を行動指針としております。

○経営戦略・経営計画

当社は、ロジスティック環境整備の進む地域や震災復興が進捗する東北沿岸部などの地域、ソーラーなどの商品分野への展開などを経営戦略の中心に据え、それらの市場への人的資源などの経営資源の戦略的配分などをもって年度計画などに反映させております。これらは、金融商品取引所や株主の皆様へも、通期見込みとして開示しております。

(2)取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続。

a)報酬決定の方針
当社は、取締役会において、「役員の報酬等の額の決定に関する方針」を定め、これを「有価証券報告書」において開示しております。
職務の内容及び求められる能力、責任に見合った水準等を勘案して定めた役位別の基準額を、当社の業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各役員に係る月例報酬の額を決定することとしております。
なお、監査役については、監査役の協議により、月例報酬の額の決定に関する方針を定めております。

b)報酬決定の手続き
各取締役の報酬については、上記の「役員の報酬等の額の決定に関する方針」に基づき、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内で、決定しております。なお、各監査役の報酬については、監査役の協議により、決定しております。

(3)取締役・監査役候補の指名、経営幹部の選任・解任を行うにあたっての方針と手続

a)取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選任・解任の方針
取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の指名については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性ならびに取締役会や監査役全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス（社外役員の員数を含む）を考慮することを方針としております。
経営陣幹部の解任については、職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったと認められる場合、取締役会に付議する方針であります。

b) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選任・解任の手続き
取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定については、取締役会にて決議しておりますが、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。
経営陣幹部の解任については、取締役会の決議を経て行います。

(4) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定についての説明
当社は、「株主総会招集ご通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々人の略歴を記載し、また、役員人事に係るプレスリリースに個々の業務分担や役員委嘱等を含む当社の役員体制を記載することにより、取締役会・監査役候補の指名や経営陣幹部の選定を行う際の個々の指名・選定についての説明を行っております。
また、社外取締役及び社外監査役の選任理由及び独立性については、本報告書の第2章-1「機関構成・組織運営等に係る事項」の［取締役関係］及び［監査役関係］に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１－１】（経営陣の委任の範囲と概要の開示）
当社は、投融資を含む重要な財産の処分及び譲受け、資金計画の決定、重要な使用人の選定、重要な組織の設置・変更など法令・定款において、取締役会で決議すべきものと定められた事項について、社則である「取締役会規程」において、具体的に取締役会の決議事項を定め、これら以外の事項にかかる意思決定は、社長その他の業務執行役員にそれぞれ委任しております。なお、当社は、意思決定の迅速化による経営の効率性の向上と責任の明確化を目的に、執行役員制度を導入しております。

【原則４－８】（独立性社外取締役：2名以上の選任、必要と考える上場会社は十分な人数、取り組み方針の開示）
取締役13名の内、独立性を持つ社外取締役が3名、監査役3名の内、独立性のある社外監査役が2名であり、取締役会に出席する役員16名中5名が独立社外役員（約31.2%）です。
また、16名中、6名（37.5%）が非業務執行役員という体制が、現時点において最適と考えております。

【原則４－９】（独立役員の独立性判断基準）
当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性について、国内の金融商品取引所が定める独立性基準（＝「一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役の選定」）に従い、「経営陣から著しいコントロールを受ける者であるかどうか」あるいは「経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者であるかどうか」について、当人との人的関係、資本関係（連結子会社であるかどうか）、取引関係（取引において、原料などの購入に際し複数のルート、経済合理性ある価格での取り引きがなされうるかどうかなど）その他の利害関係を勘案し、その有無を判断する事をもって当社としての具体的な独立性の基準と考えております。
なお、社外取締役3名中3名が独立役員であります。また、社外監査役2名中2名が独立役員であります。従いまして、独立役員は合計5名となっております。（社外を含む取締役及び監査役総員16名）
また、当社がその判断の基礎とした社外役員と当社の利害関係については、本報告書第2章-1「機関構成・組織運営等に係る事項」の［取締役関係］及び［監査役関係］に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１１－１】（取締役会：多様性と規模に関する考え方、選任に関する方針・手続きの開示）
経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社の事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすること

としております。
定款に定める取締役の定数は20名以内、監査役の定数は5名以内ですが、現在、取締役13名（内、社外取締役3名）、監査役3名（内社外監査役2名）を選任しております。
取締役会全体としてのバランスや多様性については、本報告者の第2章-2（1）「現状の体制の概要（経営管理体制）」をご参照ください。

【補充原則４－１１－２】（取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲にとどめるべき。兼任状況の毎年開示）
当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しており、「株主総会招集ご通知」の参考書類や「有価証券報告書」において毎年開示しております。尚、他の上場会社の役員との兼任は、社外取締役1名が1社を兼任している他は御座いません。

【補充原則４－１１－３】（取締役会：取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示）
当社は、社外取締役や社外監査役の意見も踏まえて、自立的に改善を図っていくことができるよう、取締役会において、取締役会全体の実効性についての分析・評価を含め、コーポレートガバナンスの仕組みや運用状況等を定期的に点検・レビューすることとしております。
結果の概要の開示に関しましては方法等含め、今後更に検討を進めてまいります。

【補充原則４－１４－２】（取締役・監査役のトレーニングの方針についての開示）
当社は、各社外取締役及び社外監査役に対し、適宜、当社の企業理念やグループ事業の内容等について周知を行うとともに、就任以降、要請があれば、製作所などの視察等の機会も設けてきております。また、社内出身の業務執行取締役及び監査役に対しても、その就任に際して、会社法等の重要な法令に基づく責務や業務に関連する制度について改めて周知を図っております。

【原則５－１】（株主との建設的な対話、対話のための体制整備・取り組みに関する方針の検討・承認・開示）
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との建設的な対話を促進するための諸施策に取り組んでおります。
株主・投資家との対話全般については、総務担当取締役が統括し、総務部・経理部をはじめとする社内各部門が連携して、施策の充実に努めております。
株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、情報冊子の発行などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実を図っています。
機関投資家に対しては、四半期ごとの決算情報の提供を通じて当社の経営戦略、事業内容、業績等を説明しております。
こうした取り組みを通じて、株主・投資家からいただいたご意見等につきましては、適宜取締役会等に報告・フィードバックをしております。
なお、インサイダー情報（未公開の重要事実）については、社則である「内部者取引管理規程」に従って適切に管理しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
新日鐵住金株式会社	622,960	15.73
日新製鋼株式会社	622,960	15.73
日本鐵板株式会社	256,744	6.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	122,700	3.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	78,900	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	47,200	1.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	46,900	1.18
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	45,900	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	38,000	0.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２）	32,000	0.80

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記の所有株式のうち信託業務に係る株式数は次の通りであります。
・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）：122,700株
・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）：47,200株
・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）：38,000株
・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２）：32,000株
・日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　：78,900株

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項は有りません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
十河　英史	他の会社の出身者							○				
田中　秀雄	他の会社の出身者							○				
森谷　英之	他の会社の出身者							△	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

十河　英史	○	現新日鐵住金株式会社薄板事業部薄板営業部長	十河英史社外取締役は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、その職務を適切に遂行していただくだけの経営に関する高い知見を有しており、新日鐵住金株式会社における豊富な経験と幅広い見識を当社経営全般に反映していただくため、当社より就任を要請いたしております。 なお、同氏の兼務先である新日鐵住金株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率16.18%の主要株主の一つであるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 加えて、グループ企業として、内部統制やリスクマネジメントにおけるグループ内の事例や取り組みの要領などを共有化し、当社の内部統制やリスクマネジメントを実行するにあたって、有用な情報を提供いただく関係を構築しており、また、大規模な設備投資などの実行に当たっては、将来のリスクなどに関する豊富な経験や識見などをもって検討過程において実質的なアドバイスなどを頂ける関係を構築しております。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致し、取締役会における決議に基づき独立役員として指定いたしました。
田中　秀雄	○	現日新製鋼株式会社代表取締役副社長執行役員	田中秀雄社外取締役は、日新製鋼株式会社における取締役としての豊富な知見･経験等を当社経営全般に対し活かしていただくため、当社より就任を要請いたしております。 なお、同氏の兼務先である日新製鋼株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率16.18%の主要株主の一つではあるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 加えて、グループ企業として、内部統制やリスクマネジメントにおけるグループ内の事例や取り組みの要領などを共有化し、当社の内部統制やリスクマネジメントを実行するにあたって、有用な情報を提供いただく関係を構築しており、また、大規模な設備投資などの実行に当たっては、将来のリスクなどに関する豊富な経験や識見などをもって検討過程において実質的なアドバイスなどを頂ける関係を構築しております。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致し、取締役会における決議に基づき独立役員として指定いたしました。

森谷　英之	○	過去に当社の主要株主である日新製鋼株式会社に常務執行役員として在籍。 平成25年6月日本鐵板株式会社に移籍。 平成26年6月同社代表取締役社長	森谷英之社外取締役は、日本鐵板株式会社における取締役としての豊富な知見･経験等を当社経営全般に対し活かしていただくため、当社より就任を要請いたしております。 　なお、同氏が過去に在籍していた、日新製鋼株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率16.18%の主要株主の一つであるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 また、同氏の兼務先である日本鐵板株式会社は、「親会社」には該当せず、議決権比率6.67%の大株主の一つであるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。加えて、当社が使用する鋼材などの購入先の一つではあるものの、その他の流通からの購入ソースもあり、かつ、合理的な購入価格にての購買を実施してきており、一般株主との利益相反をきたす関係にはありません。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致し、取締役会における決議に基づき独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人による監査計画書（監査の方法、重点監査項目、往査実施予定等）の内容並びに期中監査の実施状況について適時･適切な報告･説明を聴取の上、意見交換を実施するほか、第2四半期累計期間における監査の経過に係る説明書並びに期末期における監査の結果に係る監査報告書の受領時には、財務報告に係る内部統制監査の状況を含む監査の経過並びに結果について重点的な報告･説明を求め、これに基づき積極的に意見及び情報の交換を行う等会計監査人との緊密な連携及び意思疎通を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。
監査役は、その職務を適切に遂行するため、総務部内部統制担当を通じて内部統制機能を有する内部監査担当部門と緊密な連携及び意思疎通を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。
具体的には、リスクマネジメント委員会等に出席し、全社的な内部統制システムの整備･運用に関する推進状況、重点リスク事項に係る定期監査結果等についての報告･説明を聴取するほか、内部監査担当部門との間で、必要に応じ、内部統制システムの継続的な改善及び個別リスクの未然防止に向けた重点課題等について意見交換を実施し、適宜監査役としての指摘･助言･意見表明等を行っております。
また、監査役が実施した業務監査（実地調査）の結果等について、必要に応じ、内部監査担当部門に対する監査意見等のフィードバックを行い、問題認識を共有化する等緊密な連携及び意思疎通に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

石川　健哉	他の会社の出身者								△	○				
野口　博司	他の会社の出身者								○					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川　健哉	○	過去に当社の主要株主である新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）に使用人として在籍。 平成15年10月新日鐵住金ステンレス株式会社に移籍。 平成26年4月日鉄住金テックスエンジ株式会社に移籍。 日鉄住金テックスエンジ株式会社は、平成30年6月27日開催の同社定時株主総会の終結の時を以って退職し、平成30年6月28日開催の当社第69期定時株主総会に於いて、常勤監査役(社外監査役)に選任され就任。	石川健哉社外監査役は、新日鐵住金ステンレス株式会社及び日鉄住金テックスエンジ株式会社における取締役としての豊富な知見・経験等を職務に反映していただきたく、当社より就任を要請致しております。 なお、同氏が過去に在籍していた、新日鐵住金株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率16.18%の主要株主の一つであるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 また、新日鐵住金ステンレス株式会社については「取引先」には該当しないこと、日鉄住金テックスエンジ株式会社とは当社の建設業に係る取引の関係はありますが、一般的、合理的な取引であることから、両社ともに実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致し、監査役会及び取締役会における決議に基づき独立役員として指定致しました。

野口　博司	○	新日鐵住金株式会社薄板事業部薄板企画部主幹、薄板事業部薄板営業部主幹兼務	野口博司社外監査役は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、経営に関する幅広い見識を備えられており、新日鐵住金株式会社におけるグループ会社の事業管理を含む、豊富な経験、知見等を職務に反映していただきたく、当社より就任を要請いたしております。 なお、同氏の兼務先である新日鐵住金株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率16.18%の主要株主の一つであるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 加えて、グループ企業として、内部統制やリスクマネジメントにおけるグループ内の事例や取り組みの要領などを共有化し、当社の内部統制やリスクマネジメントを実行するにあたって、有用な情報を提供いただく関係を構築しており、また、大規模な設備投資などの実行に当たっては、将来のリスクなどに関する豊富な経験や識見などをもって検討過程において実質的なアドバイスなどを頂ける関係を構築しております。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致し、監査役会及び取締役会における決議に基づき独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

－

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

本報告書の第1章－1［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］［原則3－1］（情報開示の充実）の（2）「取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

－－－

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告において全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

本報告書の第1章－1［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］［原則3－1］（情報開示の充実）の（2）「取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

総務部門は、社外取締役及び社外監査役に対して取締役会の開催通知を都度遅滞なく送付すると共に、付議及び報告事項について事前の説明も行っており、社外取締役（非常勤）又は社外監査役（非常勤）が事情により取締役会を欠席した場合には、議事内容等を連絡する等、常に必要な情報の共有化に努めております。
また、監査役会議長は、監査役会開催の都度、社外監査役（非常勤）の予定を事前に確認の上、必要に応じ、開催期日を変更する等然るべき措置を講じた後、各監査役に対して監査役会の開催通知を送付し、仮に、社外監査役（非常勤）が監査役会を欠席した場合には、当日の議事録を以って議事内容等の確認を求めるとともに、次回開催の監査役会において欠席された取締役会の議事内容も併せて報告するなど、各監査役による情報の共有化に意を用いております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0名

その他の事項

当社は定款に於いて、取締役会の決議よって、相談役および顧問若干名を置くことができる旨を定めておりますが、現在、元代表取締役社長であった相談役および顧問はおりません。
相談役、顧問の役割については社内規程に「相談役および顧問は、社長の諮問に応える。」と規定しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1)現状の体制の概要（経営管理体制）

当社は、当社事業に精通した社内取締役10名と非常勤社外取締役3名で構成する取締役会を毎月1回開催の上、取締役会規程に基づき経営全般に係る重要な事項について執行決定を行い、取締役職務の執行状況を監督するほか、常勤取締役と監査役会議長による経営会議を週1回開催の上、取締役会に付議・報告すべき重要な事項について事前に審議し、業務執行並びに経営の効率性及び健全性の確保に努めております。
また、取締役会等における決定に基づく個別業務の執行については、代表取締役社長の下、各取締役及び執行役員、各事業場長・各部門長が迅速かつ効率的に職務を遂行できるよう、組織規程・業務分掌規程等においてその責任・権限等を明確に定めております。
法令遵守並びにその他業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備・運用に係る事項については、内部統制基本規程に基づき代表取締役社長を委員長とし、総務部内部統制課を事務局とするリスクマネジメント委員会を設置し、年2回及び必要の都度開催しております。
当委員会においては、各事業場におけるリスク管理体制の整備並びに遵守状況等について定期的に点検・確認するとともに、監査役とも情報を共有しつつ、その継続的な改善に努めております。
また、重要な事項については、経営会議及び取締役会に都度報告・付議するとともに、各事業場等に対して通知し、全社的な情報の共有化に努めております。
また、いわゆる内部通報システムとして、コーポレートリスク相談室並びに弁護士事務所を通報窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、社員及び外部者等による業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける体制を整備しております。
当社は監査役会設置会社であり、監査役は、社内監査役1名及び社外監査役2名（独立監査役として指定）により構成する監査役会を毎月1回開催し、取締役会に出席するほか、経営会議及びリスクマネジメント委員会その他重要な会議に出席しております。
また、監査役は各事業場及び各部門等における業務監査（実地調査）を年1回実施し、取締役及び重要な使用人等による業務の執行状況及び内部統制システム・重点リスク事項等に係る体制の整備・運用状況について監査の上、必要に応じ、その結果等に基づき内部監査担当部門との間で意見交換を行う等緊密な連携に努めております。
会計監査につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査のいずれも有限責任あずさ監査法人が担当しており、財務報告に係る内部統制の整備・運用については、経理部門と内部監査担当部門が会計監査人と協議の上、その継続的な改善に努めております。
また、監査役は会計監査人による会社法に基づく会計監査の経過並びに結果はもとより、内部統制監査に係る状況についても重点的に説明を求め、必要に応じ、意見交換を行う等会計監査人との緊密な意思疎通に努めております。

(2)監査役の機能強化に向けた取り組み状況

当社は、監査役を補佐する専任者の配置は行っておりませんが、上記「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載の通り、監査役は引き続き内部監査担当部門との緊密な連携を通じて潜在的なリスクに係る認識を共有し、その未然防止に努めるとともに、独立役員の指定を契機とした監査役機能の充実に努め、社外取締役による取締役会の監督・牽制機能を補完した経営監視機能の強化を図ることとしております。

(3)取締役報酬の決定、取締役・監査役候補の指名について

本報告書の第1章－1【原則3－1】(情報開示の充実)の(2)「取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」及び(3)「取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定を行うにあたっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4)責任限定契約について

当社は、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を各社外取締役及び社外監査役との間で締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスの体制については、本報告書の第1章－1「基本的な考え方」の(2)に記載しておりますので、ご参照ください。

現在こうした取締役会における社外取締役による牽制並びに監査役による経営全般の監視については、充分にそのガバナンス機能を発揮しているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会招集ご通知を、東証をはじめ当社ホームページへ、発送の法定期限の18日前に掲載致し、発送につきましても法定期限の4日前に発送致し株主様の権利行使に資するよう取り組んでおります。
招集通知（要約）の英文での提供	「狭義の招集通知」と「参考書類」につきまして英訳を行い、発送日の2日前に東証への提出をはじめ当社ホームページへの掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	業界誌に対して、年2回（半期ごとの決算発表時）情報提供を行い要望が有る場合、説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主総会招集通知書等の内容とともに、当社事業の概要及び新商品・新技術の開発状況等について掲載致しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	建材事業部門における長田野製作所でエコアクション２１を取得しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業情報の適時･適切な開示を含む法令遵守並びにリスク管理を経営の重点課題と位置付け、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について以下の通り定め、会社の業務の効率性並びに法令遵守及びリスク管理等の健全性の確保に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その整備･充実に努める。

(1)当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。
業務を執行する取締役(以下、「業務執行取締役」)は、取締役会における決定に基づき、各々の職務分担に応じて職務を執行し、使用人の業務の執行を監督するとともに、法令遵守を含めその進捗状況を取締役会に報告する。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報の保存及び管理に関する規程に基づき、対象とすべき情報、管理の方法並びに管理責任等を明確化し、必要なセキュリティー･ポリシー等を定めた上で適切に保存及び管理する。
また、経営計画･事業方針、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時･的確な開示に努める。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とし、全社のリスクマネジメント活動を統括するリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に係る基本方針、規程の制定･改廃その他重要事項を審議する。
各事業場長は、リスクマネジメント委員会の対応方針を踏まえ、社内規程等を遵守し、自律的な活動を推進する。総務部長は、各事業場における事業遂行上のリスクの識別･評価に基づくリスクマネジメント体制の整備及びその自律的な活動を支援し、併せて、全社的視点からリスクマネジメント活動の有効性に係る監視･点検を行う。
リスクマネジメント活動等の状況は、定期的及び必要の都度開催するリスクマネジメント委員会において総括･レビューを行い、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。
経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合または発生するおそれのある場合には、業務執行取締役は、損害及び影響等を最小限にとどめるため、直ちにリスクマネジメント委員会の招集を要請するなど、必要な対応を行う。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画、事業戦略、重要な設備投資等取締役の職務執行に係る重要な個別執行事項については、経営会議における事前の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
各業務執行取締役、各執行役員、各事業場長等は、取締役会における決定に基づき個別業務を遂行するが、職務の執行における効率性を確保するため、組織規程･業務分掌規程において各業務執行取締役、各執行役員、各事業場長等の責任･権限を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

(5)当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守及びリスク管理等の当社の内部統制システムの運用については、各事業場長の責任の下で各事業場が自律的な活動を推進する。
各事業場長は、その職務の執行にあたり、各事業場における法令及び社内規程の遵守･徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、社員に対する教育･啓発に努める。また、法令違反のおそれのある行為･事実を認知した場合には、速やかに総務部長に報告する。
総務部長は、各事業場における法令及び社内規程の遵守状況を定期的及び必要の都度監視･点検し、これらの内容をリスクマネジメント委員会に報告するとともに、必要に応じ、法令･社内規程違反等の未然防止策等につき適切な措置を講ずる。また、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。
社員は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った社員については、就業規則等の定めに基づき制裁を行う。
なお、併せて、社員等及びその家族、派遣社員･請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談･通報を受け付ける内部通報制度を設置し、適切な運用に努める。

(6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各事業場長及び各グループ会社社長の責任による自律的な構築･運用を基本とし、総務部長が必要に応じ、その構築･運用を監視･点検する。
当社及びグループ会社は、各社の事業特性を踏まえつつ事業戦略を共有化するとともに、グループ一体となった経営を行う。
当社業務執行取締役、執行役員、各事業場長及びグループ会社社長は、業務運営方針等を社員に周知･徹底する。
これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
各主管部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各主管部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネージメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各主管部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに総務部長に報告する。

(7)監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、事業場長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの整備・運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議及びリスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。また、必要に応じて監査役より報告を受ける。
グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告する。
当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。
総務部長は、監査役と定期的または必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、監査役監査の効率的な実施に向けて連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。
なお、取締役は、補助使用人その他監査役監査の環境整備に係る事項について、監査役の求めに応じ、適宜、監査役と意見を交換する。
当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会との調和を促進し、社会から信頼される企業であり続けることを基本理念として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当要求等には一切応じないことを旨とした社内規程を定め、これに基づく社内体制を整えております。
具体的には、当社内における統括部門及び統括責任者を明確にし、部門間の連絡体制を密にするとともに、警察等との平素からの連携や、社内情報の共有化・研修会の実施等による啓発活動に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

(1)決定事実に関する情報開示

適時開示の対象となる決定事実につきましては、社内規程に従い、経営会議を経て取締役会に付議･報告されており、その後、証券取引所の規則に従って開示しております。

(2)発生事実に関する情報開示

適時開示の対象となる発生事実につきましては、社内規程に従い、経営会議を経て取締役会に報告されて、その後、証券取引所の規則に従って開示しております。

(3)決算に関する情報開示

決算情報につきましては、経営会議を経て取締役会に付議･報告されており、その後、証券取引所の規則に従って開示しております。

当社の内部統制システム（概念図）

